

第八十四号議案

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例

警視庁の設置に関する条例（昭和二十九年東京都条例第五十二号）の一部を次のように改正する。  
附則に次の二項を加える。

17 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの警察官の定員は、第十四条第一項の規定にかかわらず、同項に定める人員に次に定める人員をそれぞれ加えた人員とする。

警察官 九八人

内 訳 九八人

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（提案理由）

地方警察職員たる警察官の定員の特例を定める必要がある。